



岩手県最低賃金は952円にアップ 10月27日から

◆ 令和6年度岩手県の地域別最低賃金が59円引き上げられ952円になります。令和6年10月27日の発効です。今回は発効日が遅いため15日、20日、25日などが給与締日の事業所様は10月の給与計算にご注意下さい。

引き上げ額としては徳島県の84円に次ぐ全国2番目の金額となっています。今回の改定で時間額1,000円以上は16都道府県に及び、来年にはすべての都道府県で1,000円以上になることが予想されます。政府は「2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円」とする目標を掲げていますが、中小企業にとってかなり厳しい金額のように思われます。

なお、日給および月給の場合の最低賃金との比較は下記の計算式によります。ご確認をお願いいたします。

年 度	令和5年度	令和6年度	令和6年度 全国平均
岩手県最低賃金時間額	893	952	1,055
引 上 げ 額	39	59	51

【最低賃金との比較方法】

① 日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額952円

② 月給の場合 月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額952円

〈月給の場合の計算例〉

月給159,000円 1か月平均所定労働時間が168時間の場合

$159,000 \div 168 = 946.42 \dots \leq 952$ よって 最低賃金額以下となります

標準報酬決定通知書をお送りします

◆ 本年7月に行われた社会保険算定基礎届に基づく「標準報酬決定通知書」を同封しました。保険料は、10月に支給される給与から改定し控除して下さい。なお、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様には同封しておりません。後日給料明細と一緒にお届けいたします。

職員住所一覧表を同封しました

◆ 職員住所一覧表は生年月日順、採用年月日順の2通りとなっています。職員の年齢管理、勤続年数の把握、退職金管理などにご活用下さい。なお住所の異動がありましたら、その都度、当事務所にご連絡をお願いいたします。昨年同様、役員とご家族の方は除いておりますのでよろしくをお願いいたします。

健康診断の実施と事後措置について

◆ 9月は厚生労働省の定める「職場の健康診断実施強化月間」でしたが、職場の健康診断は適切に実施されていますでしょうか？ 重要なのは、有所見者に対する医師の意見聴取、そして医師の意見を勧告した必要な事後措置の実施までが事業主の義務であるという点です。健康診断を行って終わりではありません。事業場規模10~29人では、健診実施率が80%台であるにもかかわらず医師意見聴取率は40%程度という調査結果もあるようです。

10/11 労務管理セミナーについて

◆ 令和6年10月11日(金)の「第12回労務管理セミナー」ですが、今年も広い会場をご用意しましたのでまだ余裕があり、いまからでもお申し込み可能です。申込用紙が見当たらない場合はお電話によるご連絡でも結構です。